規則の一 奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第十一号

める規則の一部を改正する規則 奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定

長」 規則 別表第一本庁の項中 奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める に改める。 (昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号) 「財務課」を「政策戦略課」 に、 の一部を次のように改正する。 「事務局長」を「事務局長 課

別表第二本庁の 項中 「財務課」 を 「企画財務課」 に改める。

別表第六出先その他の機関の項中「		に改める。	₹ -	万字をごとから の 化の 材間の ギュ	川長寛丘出たその也の幾周の頁中	_
中学校	小学校		義務教育学校	中学校	小学校	
校 長	校長		校長	校 長	校長	
教頭	教頭		教頭	教頭	教頭	

則	附則	に改める。		を -	另ヲ貧ナ呂分その化の柊耳の耳中	川麦等 1. 17 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	に改める。	₹ _	
施行する。		ō		義務教育学校	中学校	小学校		義務教育学校	
			校長教頭	校長教頭	校長教頭		校長 教頭		